

3. し尿の処理

(1) し尿処理の概要

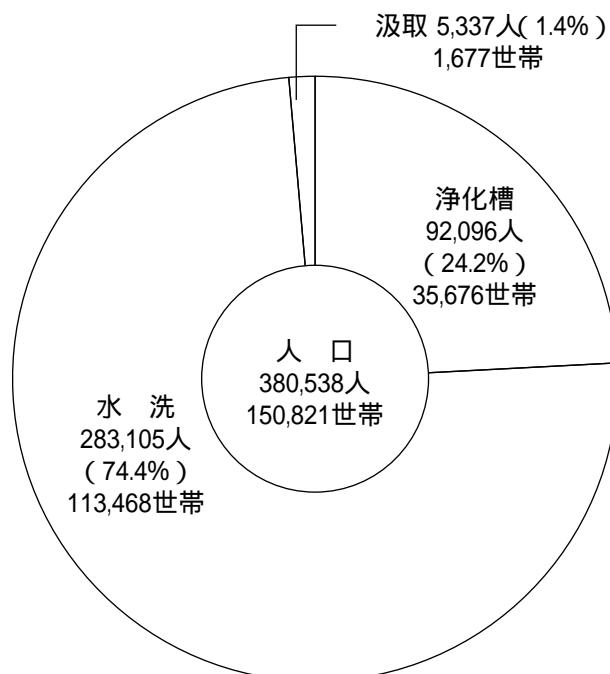
し尿の収集は、家庭などから排出されるし尿のうち、水洗便所を除いた汲み取り便所のし尿を全市域を対象に直営、許可業者により行っている。そもそも、し尿収集は昭和20年代市街地周辺の農家が自由収集したのが始まりで、当時はほとんど農地還元を行っていた。昭和27年度から業者の収集が開始され、昭和32年度から始めた直営収集と併せて軌道にのった。また昭和37年度には、し尿許可業者10社で「豊橋清掃事業協同組合」を結成し、翌年度から浄化槽汚泥の抜き取りも許可し収集するようになった。

し尿処理の現状は、人口の74.4%が公共下水道等による水洗、24.2%が浄化槽、残り1.4%が汲み取りによるものである。し尿収集量のうち市直営分は、全体の約3.3%を収集するにとどまり、その他は許可業者9社で収集している。

また、浄化槽汚泥は、浄化槽清掃業許可業者（し尿許可業者と同一）9社が収集運搬し、し尿同様本市処理施設へ搬入している。

搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は本市し尿処理施設において処理している。

(2) し尿処理形態別人口比率（24.3.31日現在）



(3) し尿、浄化槽汚泥処理量の推移

(単位: k ℥)

区分 年度	生し尿			浄化槽汚泥	合計
	直営収集	許可業者	計		
3	604	18,533	19,137	41,295	60,432
4	489	16,428	16,917	42,007	58,924
5	440	15,137	15,577	43,046	58,623
6	350	13,985	14,335	44,581	58,916
7	309	12,541	12,850	44,930	57,780
8	271	11,623	11,894	44,553	56,447
9	285	10,295	10,580	44,180	54,760
10	256	8,037	8,293	45,632	53,925
11	229	7,809	8,038	45,044	53,082
12	217	7,572	7,789	44,784	52,573
13	195	6,768	6,963	44,749	51,712
14	165	5,388	5,553	44,695	50,248
15	168	5,091	5,259	44,936	50,195
16	145	4,852	4,997	44,575	49,572
17	113	4,326	4,439	45,180	49,619
18	125	4,090	4,215	46,769	50,984
19	100	3,874	3,974	46,873	50,847
20	116	3,571	3,687	46,454	50,141
21	96	3,369	3,465	47,161	50,626
22	89	2,797	2,886	47,158	50,044
23	88	2,566	2,654	46,985	49,639

(4) し尿処理人口、世帯の推移

(各年度 3月 31日現在)

区分	18年度		19年度		20年度	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
汲み取り	直 営	101	213	80	168	48
	許 可 業 者	2,625	8,400	2,486	7,955	2,291
	小 計	2,726	8,613	2,566	8,123	2,339
下水道	淨 化 槽	36,187	97,983	36,420	97,055	36,278
	公共下水道	100,180	254,965	102,103	257,587	103,848
	地域下水道	3,982	13,644	4,185	14,175	4,275
	農業集落排水	1,841	6,451	2,034	7,005	2,172
	小 計	106,003	275,060	108,322	278,767	110,295
	合 計	144,916	381,656	147,308	383,945	148,912
汲み取り	直 営	46	97	39	88	35
	許 可 業 者	2,163	6,920	1,795	5,744	1,642
下水道	小 計	2,209	7,017	1,834	5,832	1,677
	淨 化 槽	35,902	93,772	35,939	93,277	35,676
	公共下水道	104,637	259,987	105,305	259,537	105,855
	地域下水道	4,290	14,270	4,873	15,582	5,293
	農業集落排水	2,231	7,445	2,251	7,403	2,320
	小 計	111,158	281,702	112,429	282,522	113,468
合 計		149,269	382,491	150,202	381,631	150,821

地域下水道とは、コミュニティプラントと特定環境保全公共下水道を合わせた本市独自の名称

(5) 処理槽設置整備事業

ア. 補助制度の概要

公共用水域の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を保全する必要から、従来より、公共下水道の普及促進、農業集落排水処理施設等の整備が各機関により進められているが、これらの整備の予定がない地域における生活排水対策の一つとして、生活雑排水を屎尿と併せて効率的に処理できる合併処理処理槽の設置整備事業を昭和63年度より実施している。平成18年度から新築の場合住居用途等に限定した補助制度に変更するとともに、新たに処理槽設置に伴う単独処理処理槽の撤去費に對して助成することとした。なお、平成23年度から、新築及び建築確認を伴う増改築による処理槽の設置については補助対象外とした。

補助対象となる処理槽

- ・処理対象人員50人以下の処理槽（合併処理）
- ・処理槽法第4条第2項の構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90%以上、かつ放流水のBODが20mg/l以下の機能を有すること。
- ・「合併処理処理槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される処理槽（合併処理）にあっては同指針に適合するもの。
- ・全国処理槽推進市町村協議会に登録してあるもの。

補助金の交付を受けることのできる者

次の建築物に合併処理処理槽を設置しようとする者

単独処理処理槽及び汲み取り槽からの転換（処理槽設置届出書を伴う改造）

専用住宅

併用住宅（延べ床面積1/2以上を居住の用に供する建築物）

集合住宅

公民館・地域集会所

飲食店

排水の状況が～の建築物の排水に類似すると市長が認める建築物

補助対象地域

豊橋市域のうち、下水道法に基づく公共下水道及び流域下水道の認可区域以外の地域で、次に定める区域を除く地域とする。

- ・豊橋市地域下水道条例（平成11年3月31日条例第28号）で定める地域下水道処理区域
- ・その他市長が指定する区域

補助金額

平成24年度における補助金の額は、下記のとおりとする。

処理対象人員（人）	限度額（円）
5	332,000
6～7	414,000
8～50	548,000

区分	限度額（円）
処理槽設置に伴う 単独処理処理槽の撤去	90,000

イ. 設置状況

平成23年度は、56基に対して補助を行い、その概要は次のとおりであった。

- ・人槽別の設置状況では7人槽が32基(57.1%)で最も多く設置された。
- ・設置場所の放流先は梅田川流域が22基で全体の39%を占めていた。
- ・建築物の用途別では専用住宅(共同住宅を含む。)が95%を占めていた。
- ・設置場所の区域別では、市街化調整区域が82%を占めていた。
- ・単独処理浄化槽又は汲み取り槽別の転換基数では単独処理浄化槽からの転換が89%を占めていた。

人槽別設置基数

人槽	5	7	10～50	計
基 数	19基	32基	5基	56基
割 合	34%	57%	9%	100%

流域別設置基数

河川名	梅田川	豊川	うち神田川	うち豊川放水路	柳生川	紙田川	その他の河川	計
基 数	22基	7基	0基	0基	8基	0基	19基	56基
割 合	39%	13%			14%	0%	34%	100%

建築物の用途別設置基数

用 途	専 用 住 宅	併 用 住 宅	そ の 他	計
基 数	53基	3基	0基	56基
割 合	95%	5%	0%	100%

区域別設置基数

区 域	市 街 化 区 域	市 街 化 調 整 区 域	計
基 数	10基	46基	56基
割 合	18%	82%	100%

単独処理浄化槽又は汲み取り槽別の転換基数

区 分	単 独 処 理 浄 化 槽	汲 み 取 り 槽	計
基 数	50基	6基	56基
割 合	89%	11%	100%

(6) し尿料金値上げ抑制交付金

し尿処理業者に対してし尿汲み取り料金の値上げを抑制する措置としてし尿汲み取り量 18 ℥ 当り 10 円を事業助成のため交付するもの。

年度別推移

区分 / 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
許可業者 し尿収集量(℥)	4,089,806	3,873,572	3,570,181	3,369,459	2,796,855	2,565,760
抑制交付金 (円)	2,272,040	2,151,910	1,983,340	1,871,850	1,553,710	1,425,340

し尿料金値上げ抑制交付金 10 円 / 18 ℥

(7) 生活保護世帯等し尿処理手数料減免

豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 32 条第 1 号（手数料及び費用の減免）により生活保護世帯等のし尿処理手数料を全額免除するもの。

年度別推移

区分 / 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
免 除 世 帯 数 () は件数	直営	0	1 (9)	2 (11)	1 (1)	0
	許可業者	20 (39)	22 (39)	29 (42)	31 (49)	27 (61)
	計	20 (39)	23 (48)	31 (53)	32 (50)	27 (61)
処 理 量 (℥)	直営	0	486	378	18	0
	許可業者	12,348	12,474	12,870	15,138	20,898
	計	12,348	12,960	13,248	15,156	20,898
減 免 金 額 (円)	直営	0	5,670	4,410	210	0
	許可業者	144,060	145,530	150,150	176,610	243,810
	計	144,060	151,200	154,560	176,820	243,810

(参考) し尿収集手数料 元年度 ~ 4 年度 4 月 130 円 / 18 ℥

4 年度 5 月 ~ 8 年度 4 月 150 円 / 18 ℥

8 年度 5 月 ~ 14 年度 4 月 180 円 / 18 ℥

14 年度 5 月 ~ 210 円 / 18 ℥

(8) 災害被災世帯料金免除交付金

豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第32条第2号に基づく災害被災世帯に対し、し尿汲み取り手数料の2分の1を免除するもの。

災害被災の要件

大雨・洪水・高潮・津波等各注意報及び警報が発令されたときであって、次のいずれかに該当した者。

雨量が時間あたり20mm程度以上であったとき

その他床下浸水以上の災害が認められたとき

年度別推移

区分 / 年度		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
免除世帯数 (延世帯数)	直営	0	0	1	10	0	0	0
	許可業者	0	0	0	2	0	0	0
	計	0	0	1	12	0	0	0
処理量 (ℓ)	直営	0	0	288	3,114	0	0	0
	許可業者	0	0	0	792	0	0	0
	計	0	0	288	3,906	0	0	0
減免金額 (円)	直営	0	0	1,680	18,165	0	0	0
	許可業者	0	0	0	4,620	0	0	0
	計	0	0	1,680	22,785	0	0	0

(参考) し尿收集手数料	2年度 ~ 4年度4月	130円 / 18ℓ
	4年度5月~8年度4月	150円 / 18ℓ
	8年度5月~14年度4月	180円 / 18ℓ
	14年度5月~	210円 / 18ℓ

直営については手数料の1/2減免のみ